様式第17（第65条第５項関係）

（表面）

12.5cm　12.5cm

8.8cm

注意事項

1　狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。

2　出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。

3　狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。

4　国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。

（放鳥獣猟区）

03　狩　猟　者　登　録　証

第　　号　網　　猟
第　　号　わ　な　猟
第　　号　第一種銃猟
第　　号　第二種銃猟
年　　月　　日

写　真

都道府県知事　印

8.8cm

5　狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

6　狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。

7　返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第66条の報告とすることができる。

住　所	
氏　名	
生年月日	
備　考	

様式第17（第65条第５項関係）

（表面）

12.5cm　12.5cm

8.8cm

注意事項

1　狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。

2　出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。

3　狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。

4　国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、これを拒んではならない。

（放鳥獣猟区）

網　猟
わ　な　猟
03　第一種銃猟　狩猟者登録証
第二種銃猟

第　　号
年　　月　　日

写　真

都道府県知事　印

押出スタンプ

8.8cm

5　狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

6　狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別員数を報告しなければならない。

7　返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第66条の報告とすることができる。

住　所	
氏　名	
生年月日	
備　考	